資料２

入間市手数料条例新旧対照表

改正案

別表（第２条関係）

事務の種類			金額
１～55　略			
56	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(5)　略
57	建築物省エネ法第31条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(5)　略
58～76　略			

備考　略

現　行

別表（第２条関係）

事務の種類			金額
１～55　略			
56	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(5)　略
57	建築物省エネ法第31条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(5)　略
58～76　略			

備考　略